

## 基準 2 内部質保証

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目① : 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1 : 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

独自評価視点：グランドデザインと対応したシステムとなっているか。

#### 【内部質保証の方針】

本学は、高等教育機関として多様化する社会の負託にこたえるため、建学の理念のもと、人物養成上の目的の達成を目指している。本学では、内部質保証の基本的な考え方を、「人物養成上の目的を達成するために、自己点検・評価を実施し、その結果に基づき改善活動に取り組み、教育研究が適切な水準にあることを自ら証明する恒常的・継続的プロセス」として、これを全学的に推進し、内部質保証の取組を社会に公開していくこととしている（資料 2-1【ウェブ】）。また、大谷大学学則第 2 条及び大谷大学大学院学則第 2 条で「目的及び使命の達成並びにその教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（資料 2-2 第 2 条・資料 2-3 第 2 条）と定めている。

本学では、2014 年に各種方針を策定し（資料 2-4）、2019 年度まで内部質保証の方針を「本学は、建学の理念の実現のため 3 つの方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質の向上をめざす。そのために適正な教員組織を編成し、教職員の資質の向上を図り、学生支援の充実を図る。また、教育研究活動の促進に必要な環境を整え、社会に貢献できる開かれた大学として永続するよう、経営基盤の整備に対し不断の努力を行う」としてきた（資料 2-5）。この内部質保証の方針は、本学における卒業認定・学位授与方針（ディプロマポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）・学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）の設定の基本的な考え方に対応している。しかし、2019 年までの方針の場合、本学における内部質保証の定義や具体的な行動が見えにくかった。そこで、2020 年より、本学における内部質保証の定義をより明確にした形の方針に改定した。

本学では、上述の方針に基づいて自己点検・評価を行い、内部質保証の PDCA サイクルを回している。自己点検・評価は、大学基準協会の大学基準による評価項目に基づきながら、中長期計画である「グランドデザイン」及び単年度の事業計画等で掲げた目標達成状

況も観点に含めて行っている。「自己点検・評価報告書」を作成し、学内で共有しながら現状の問題点を把握し、改善計画を立案、実施することで、教育研究水準の向上を図っている。この自己点検・評価報告書は、大学の Web ページで公開し、社会に対してもその取組を公開している（資料 2-6【ウェブ】）。

なお、グランドデザインで掲げた各種の方針は大学基準協会の設定した基準に準拠した上で策定している。そのため、大学基準に基づく自己点検・評価を行うことで、グランドデザインの基本事項の評価も同時に行うことが可能となっている。

### 【手続（組織の役割分担等）】

図 1 は本学における内部質保証システムの手順を概念化してまとめた図である。

本学では、全学的な内部質保証の推進を大学運営会議が主体となっている。大学運営会議の役割は、内部質保証の推進に責任を負い、大学全体の自己点検・評価を通して、大学の教育活動の改善・向上に必要な方策の策定と支援策を講じることとなる。なお、大学運営会議は、学長、学監・副学長、学監・事務局長、教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、学生部長、入学センター長、文学部長、社会学部長、教育学部長、大学院文学研究科長、企画・入試部事務部長、総務部事務部長、学生支援部事務部長、教育研究支援部事務部長で構成されている（資料 2-1）。大学運営会議のメンバーである各学部長・研究科長は各学部・研究科の自己点検・評価活動の、各事務部長は、事務局の自己点検・評価活動の責任者でもあり、各部局の教育活動の改善・向上の対策の策定の中心となる。

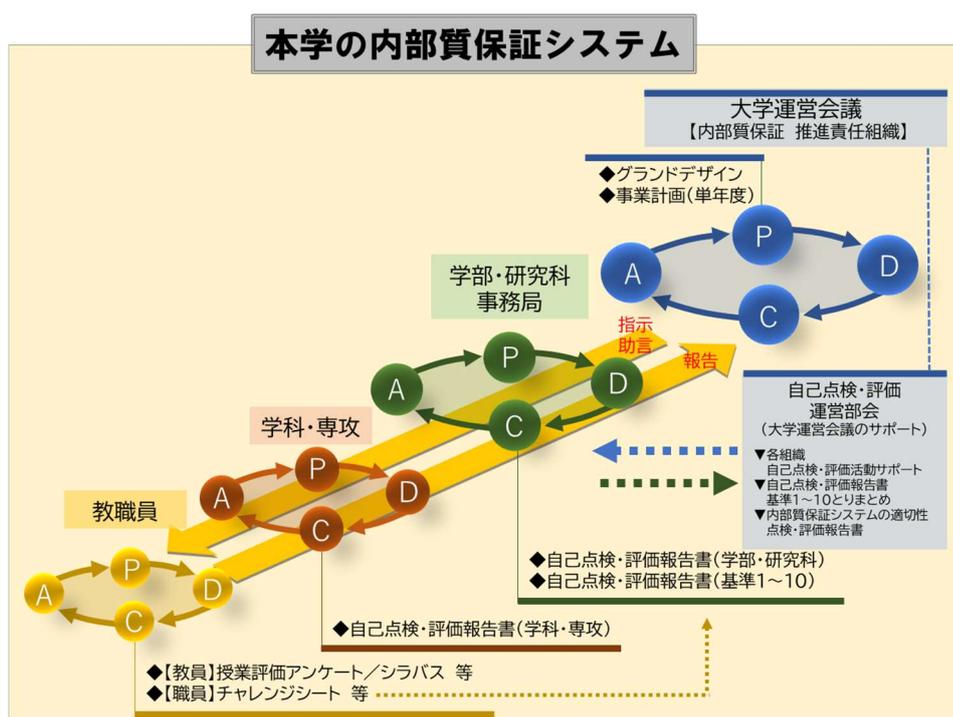


図 1 大谷大学における内部質保証システム概要図

本学の大学運営会議の内部質保証に関わる役割は、自己点検・評価に関わる事項の審議、内部質保証に関わる事項の審議、その他必要な事項に関わる審議を行うことである。自己点検・評価に関わる事項としては、自己点検・評価に関する計画の決定及び推進、自己点検・評価結果の検証及び総括、自己点検・評価報告書の公表である。内部質保証に関わる事項としては、内部質保証のための方針・手続きの策定、内部質保証システムの適切性の点検・評価、自己点検・評価結果に基づく改善の指示及びその検証である。また、その他必要な事項は、外部評価結果の検証、認証評価の受審及び評価結果への対応である。自己点検・評価の結果、改善が必要な事項に関しては、大学運営会議自体の改善案の検討、及

び、該当する組織に改善指示を行う。その際、大学運営会議が定める期間内に改善の結果報告を行う。

大学運営会議における内部質保証の推進を補佐するための組織として、本学では、「自己点検・評価運営部会」を設置している。その役割は、自己点検・評価の計画の策定、組織等が作成した自己点検・評価報告書のまとめ、外部評価の実施等である。

本学での内部質保証活動は、大学基準協会の定める 10 の評価基準にしたがって、該当する事務局の自己点検・評価を集約した上で、全学的な自己点検・評価を行っている。資料 2-7 は、基準ごとの役割を示した組織表である。基準項目に関しては、複数の部局がかかわってくる。例えば、学部・研究科、及び、学科・専攻の自己点検・評価は、基準 4 の「教育課程・学習成果」を中心として行われる。詳細は点検・評価項目③で後述するが、基準 4 の自己点検・評価は学科・専攻→学部・研究科→全体という形で、最終的にまとめられる。大学運営会議では、その報告を受けて審議し、学部、研究科、学部教育全体を集約する教育推進室又は大学院教育全体を集約する大学院運営委員会に改善の指示を出すこととなる。一連の自己点検・評価活動を経て全学的に共有する案件や各年度の自己点検・評価報告書の作成依頼は各学科の代表である学科主任会議を経て、各学科で審議されることとなる。

教育活動を支える他の基準についても、それぞれ中心となる委員会又は事務局において自己点検・評価を行い、成果や課題をまとめた結果を大学運営会議に報告し、大学運営会議が改善の指示を出すという仕組みである。なお、学生の受け入れや学生支援などの基準や教員・教員組織については、学部や研究科においても点検・評価を行い、必要に応じて当該基準の報告書に盛り込む手続を取っている。各基準の点検・評価及び改善のプロセスは、実際に自己点検・評価活動にかかわるそれぞれの委員会や関係者が策定し、大学運営会議で決定している。

このように、本学では、学科・専攻レベルで行った自己点検・評価活動をもとに学部・研究科レベルでの自己点検・評価活動を行った上で、全学レベルの自己点検・評価を行っている。学科・専攻では、それぞれの教育目標に照らし合わせて自己点検・評価を行い、現状の問題点を把握した上で、カリキュラム編成などの教育内容の充実を図っている。学部・研究科では、所属する学科・専攻の自己点検・評価の結果である自己点検・評価報告書をもとに、学部や研究科の教育目標に照らし合わせた自己点検・評価を行っている。最終的に、これらの自己点検・評価活動を経た上で、本学の全学的な自己点検・評価活動を行う。なお、上述の自己点検・評価活動を経た上で、大学運営会議で重要な改善事項とされたものは、改善案の検討、及び、該当する組織に改善指示を行い、大学運営会議が定める期間内に改善報告を行うこととなっている。なお、大学運営会議、自己点検・評価運営部会に関わる規程に関しては、点検・評価項目②で後述する。

一連の自己点検・評価活動を客観的に行うために、本学では、前述した外部評価の実施に加え、データ収集と分析を行うインスティテューショナル・リサーチ室（IR 室）を 2020 年度に設置した。IR 室の目的は学生の諸情報を収集及び統合し、分析と活用を推進することにより、教育改善に役立てることにある（資料 2-8 第 2 条）。2019 年度までは、内部質保証委員会作業部会が学生の授業評価アンケートや満足度アンケート、及び、卒業生アンケートを企画し、集計結果の分析を行っていた。IR 室は、この作業部会を発展させたも

のである。IR 室設置の経緯に関しては点検・評価項目⑤で後述する。なお、IR 室は、必要に応じて自己点検・評価活動以外の観点でのデータ収集・分析も行うことを想定している。外部評価に関しては、2019 年より実施しており、本学における内部質保証の適切性の検証における客観性を担保している（資料 2-9）。

### 【方針及び手続の明示】

本学における各種方針は Web ページ等で公開している（資料 2-10【ウェブ】）。各種方針のページは、教職員、及び、学生等の学内関係者だけでなく、学外者もアクセスすることが可能である。また、各年度の自己点検・評価報告書も Web ページで公開しており、こちらも学内関係者だけでなく、学外者もアクセスすることが可能である。教職員に関しては、WEB 以外の様々な方法や機会での明示も行っている。内部質保証に関わる規程は、学内ポータルサイト（OTANI UNIVERSAL PASSPORT）に公開しており、教育職員は内部資料として閲覧可能である。また、本学における内部質保証の PDCA サイクルに関しては、学科主任会議で、自己点検・評価活動の説明会を行い、周知している。2020 年度は、教職員対象の SD 研修会として説明会を実施することで、教職員に明示している（資料 2-11【ウェブ】）。

### 【有効性及適切性の判断】

以上が 2020 年度の本学の現状である。本学の内部質保証は 2019 年度より実施した外部評価も含めて、様々な改善を行ってきた。方針や体制は本学の規模や状況にあったものとなるよう調整しており、全学的な体制で適切な PDCA サイクルをまわすことができるようになってきている。また、本学の内部質保証に関わる事項は、各種方針として公開し、規程として整備されていることから、教職員に伝えることも可能となっている。教職員により明確な意識づけを継続して行う必要があることは、今後も継続して必要である。

### 点検・評価項目② : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

### 【過去からの経緯】

本学は、設置基準の大綱化に併せて「自己点検・評価」を行うことを学則に定め、これに基づき、1997 年に自己点検・評価委員会を組織し、2003 年 11 月には「自己点検・評価規程」を制定して、継続的に自己点検・評価活動を行ってきた。その後、2016 年度に「自己点検・評価規程」を一部見直して、自己点検・評価委員会のあり方を精査し、2018 年度から「内部質保証委員会」に改めて委員会の役割そのものを大きく見直した。

2017 年度以前は、自己点検・評価委員会が中心となり自己点検・評価活動を実施してきた。この自己点検・評価委員会は、学監・副学長を委員長とし、自己点検・評価活動推進責任者として任命された学長補佐、教授会や各種委員会から任命した教員と各事務局各部の事務部長で構成されていた。自己点検・評価委員は、大学執行部が責任を持って行う教

育活動について、学内にありながらも第三者的な視点で学部・研究科・各事務部局から提出された「自己点検・評価報告書」の評価をしてきたが、内部質保証推進の責任の所在を大学執行部にあることを明確にし、より効率的な形で内部質保証を推進するため、大学運営会議と学長補佐をメンバーとする内部質保証委員会がその責任を負うこととした。

この変更により、問題の把握から改善策の実行までをスムーズに実施できる体制になったが、2019年度の外部評価により、内部質保証推進の責任主体である「内部質保証委員会」と大学運営の責任主体である「大学運営会議」の構成員が同じであるため、関係性が不明確にみえるという指摘を受けた。そこで、2020年3月に、内部質保証委員会を廃止する一方、大学運営会議の役割として、内部質保証に関する事項を規程に加え、大学運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織となるよう変更した。

### 【現在の体制】

本学における自己点検・評価を含む内部質保証の推進に関する体制は、自己点検・評価規程に定めており（資料 2-12）、2020年度からは「大学運営会議」の役割に内部質保証を含めることで、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織としている（資料 2-13 第7条3項）。大学運営会議は、点検・評価項目①で記述したように、学長、学監・副学長、学監・事務局長、教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、学生部長、入学センター長、文学部長、社会学部長、教育学部長、大学院文学研究科長、企画・入試部事務部長、総務部事務部長、学生支援部事務部長、教育研究支援部事務部長で構成される（資料 2-13 第6条）。「大学運営会議」は、大学の業務に関わる意思決定機関であるため、全学的な観点から現状を把握した上で、問題点の改善を図ることが可能となっている（基準 10-1「大学運営」 点検・評価項目②参照）。

一般的な大学における自己点検・評価委員会や内部質保証委員会は、自己点検・評価の客観性を保つために、大学の運営に関わる執行部とは別に定められることが多い。このようなあり方は、大規模で学部の独立性が事務レベルでも高い大学においては有効であるが、本学のような中小規模大学の、全学的な方針の決定と政策の施行が容易な大学においては、別組織とすることはむしろ非効率である。そこで、本学では、意思決定機関である大学運営会議を内部質保証の責任を負う組織とすることで、より効率的に内部質保証を実現している。

本学では、大学運営会議の内部質保証活動を補佐するための自己点検・評価運営部会を設置しており（資料 2-12 第6条）、その構成員は、学監・副学長、学長補佐、各事務部長で構成される（資料 2-12 第6条）。また、その役割も規程によって定めている（資料 2-12 第7条）。さらに、内部質保証を推進するにあたり、2020年度に設置したIR室からの様々なデータを活用しながら質向上に取り組んでいる。IR室の役割と構成員も規程に定められている（資料 2-8）。

なお、本学では COVID-19 の感染拡大に対処するための危機対策本部を、2020年2月から立ち上げ、刻々と変わる状況に対処すべく随時開き、情報を共有し、発信する一方、感染拡大抑止対策を検討し、実施してきた。危機対策本部のメンバーは上記の大学運営会議構成員が兼ねている。大谷大学危機管理規程では、本部長を学長、副本部長を学監・副学長、学監・事務局長、本部員を教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、

学生部長、各事務部長、及び、危機事象の所管課長、その他学長が認めるものとしている（資料 2-14 第 10 条）。この規程においては、入学センター長、文学部長、社会学部長、教育学部長、大学院文学研究科長は必須の構成員ではなく、また初動時は危機レベル 1（所管課対応レベル）であったが、その後関係省庁からの情報発信等により種々対応を迫られることが明らかであったため、本部長が危機レベル 3 と判断して危機対策本部を設置し、大学運営会議全体で主導することとした。こうした体制をとることで、内部質保証の観点から見ても、本学における COVID-19 への組織的な対応を検証することが可能となっている。

### 【有効性や適切性の判断】

以上、本学の内部質保証システムは各部局の長の責任において実施されていることから、その責任の所在及び全学的な体制として十分に整備されたものといえる。

### 点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取組

評価の視点 3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 5：行政機関、認証評価機関等からの指導事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の目的は学則（資料 2-2 第 1 条）に定めてあり、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献すること」である。この目的に基づき、学士課程教育における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定している。同様に本学大学院においても学則（資料 2-3 第 2 条）に「仏教の精神に則り、仏教並びに人文・社会に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と目的を定めている。方針はこの目的に基づいて策定している。なお、学則に掲げた目的は、建学の理念である初代学長清沢満之の「開校の辞」（資料 2-15 【ウェブ】）及び第三代学長佐々木月樵の「大学樹立の精神」（資料 2-16 【ウェブ】）をもとに策定されたものである。

本学における 3 つのポリシーの策定については、中央教育審議会大学分科会大学教育委員会が提示したガイドラインに基づいて次のように行っている。各学部及び文学研究科は学則に基づき教育目標（人物養成上の目的）を設定している。例えば、文学部では「文学部

は、歴史の中で蓄積されてきた多様な文化的所産に学ぶことを通して、人間と世界に関わる根本的な問題を解明し、深く自己を洞察しつつ現代社会を主体的に生きることのできる人物の養成をめざす」としている（資料 2-10【ウェブ】）。この教育上の目的は、専門的な教育を通して、社会に対して貢献できる「知識・理解」とそれを的確に示す「技能・表現」、社会の問題を解決しようとする「関心・意欲」やそれを実行しようとする「態度」、及び、その実現のための「思考・判断」を含んでいる。学位授与方針（DP）は上述の「技能・表現」、「知識・理解」、「関心・意欲」、「思考・判断」、「態度」を卒業時に身につけている力として設定している。教育課程の編成方針（CP）も、それぞれの授業が学位授与方針への対応によって策定されている（資料 2-10【ウェブ】）。これらの目的に対応させて学生の受け入れ方針（AP）も策定され、入試形態での対応を示している（資料 2-10【ウェブ】）。

本学では、上述の方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質が向上しているかどうかを検証するため、毎年度、学科・専攻レベル、学部・研究科レベル、全学レベルの 3 つの段階で自己点検・評価活動を実施している。各学部及び研究科は、それぞれの教育課程の編成、専門教育の学習成果、学生支援に関わる内容に関して自己点検・評価を行い、その結果を報告書として内部質保証の責任組織である大学運営会議に提出している。この自己点検・評価は、大学運営会議の指示で、各学部長・研究科長の責任においてなされる（資料 2-17）。各学科・専攻の状況に関しては、各学部長・研究科長から各学科・各専攻に対して自己点検・評価活動の結果を報告書として作成するように指示をしている（資料 2-18）。各学部長は、学科から提出された報告書を取りまとめ、各学部の自己点検・評価活動を行い、その結果を報告書（資料 2-19・資料 2-20・資料 2-21）として大学運営会議に提出している。文学研究科においても同様に、研究科長が、各専攻から提出された報告書を取りまとめ、文学研究科の自己点検・評価を行った上で、報告書として提出している（資料 2-22）。基準 4「教育課程・学習成果」は、教育・学生支援担当副学長（文学部長を兼ねる）の責任で、各学部・研究科の報告書をもとに大学全体としての自己点検・評価を行い、報告書を作成する。これらの過程を経て、大学運営会議で当該年度の現状や課題を把握し、共有し、大学全体の自己点検・評価報告書として公開している。2019 年度は、3 月末に学部・研究科も含め全基準の報告会を行い（資料 2-23）、現状や課題を共有した上で、最終的な報告書として点検・評価結果を翌年度 7 月に公開した。2020 年度も同様に 3 月末に報告会を行っており、最終的な点検・評価結果を公開する予定である。

大学全体の自己点検・評価報告書では、学科・専攻、学部・研究科、それぞれのレベルの報告書で把握した問題点に対する改善案を記載している。したがって、各学部・研究科の改善の取組は各学科の取組を踏まえた改善の取組であることを意味する。さらに、各学部長・研究科長は大学運営会議のメンバーであるため、大学全体での内部質保証の推進の取組として適切な措置をとることが可能となっている。

事務局においては、毎年度事業計画書を作成し、学校法人真宗大谷学園に提出している（資料 2-24）。この計画書は、主にグランドデザインに関わる計画書であるが、その中に自己点検・評価の基準に関わる事業も含まれる。さらに、翌年度初めに事業報告書として同法人に提出する（資料 2-25）。なお各事務局が関わる自己点検・評価報告書は事業計画に対する報告内容を踏まえて作成している。

本学における内部質保証システムの客観性と妥当性は複数の観点で検証される。内部質

保証システムが有効に機能しているかどうかは自己点検・評価運営部会での検証結果を報告書（資料 2-26）として大学運営会議に提出し、大学運営会議で審議する。また、外部評価を学外の委員に依頼し、実施することで、より客観性と妥当性を確保している（資料 2-27【ウェブ】）。これらの検証を経た上で、大学基準協会による認証評価受審に向け、内部質保証システムの改善を行っている。なお、本学では、2015 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、次回は、2022 年度に大学基準協会の認証評価を受審する予定である。

内部質保証を推進するにあたり、認証評価機関等の学外からの指摘に関して適切に対応することも含まれる。事実、2015 年度認証評価受審時の大学基準協会からの指摘事項を真摯に受け止めることで現状の内部質保証システムを構築し、その成果に関しては、2019 年度に改善報告書を大学基準協会に提出し（資料 2-28【ウェブ】）、再度の改善経過報告には該当はしていない（資料 2-29【ウェブ】）。また、本学は 2018 年度に社会学部と教育学部を設置したが、その設置に関わる設置届書及び設置計画履行状況は大学の Web ページで公表している（資料 2-30【ウェブ】）。

### 【有効性や適切性の判断】

現状の内部質保証システムの有効性に関しては定期的な検証により有効に機能している。ただし、本学における内部質保証をさらに推進するため、今後も継続的な検証は必要である。

### 点検・評価項目④ : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1 : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2 : 公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3 : 公表する情報の適切な更新

本学では社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法第 172 条 2 に基づいて教育情報を大学の Web ページで公表している。教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況は、教育情報のページとして公開し（資料 2-31【ウェブ】）、各年度の自己点検・評価活動についても同様に Web ページで公表している（資料 2-6【ウェブ】）。なお毎年度変化する情報は各年度更新し、毎年度変化しない情報は、変化の生じた段階で更新している。

大学の情報の公開は、広報委員会において企画・立案している（資料 2-32）。個人情報の取り扱いに関しては、学校法人真宗大谷学園個人情報保護に関する規程に基づいて対処している（資料 2-33）。公開される情報は、大学運営会議等での議を経て審議されているため、その信頼性や正確性は十分に吟味されている。また 2018 年度以降の自己点検・評価報告書は大学基準協会による認証評価に準拠した形で作成している。2018 年度以降の自己点検・評価結果の公表に関しては、2019 年度より実施している外部評価において問題点の指摘は受けていない（資料 2-27【ウェブ】）。財務情報に関しては会計士による監査を

受け、その結果を Web ページ上に公開し（資料 2-34【ウェブ】）、教育に関わる情報は定期的な外部評価を経たものである（基準 4 参照）。

上記の通常の情報に加え、本学ではこれまでの COVID-19 に対する対策を、「【まとめ】新型コロナウイルス感染症対策」として Web 上でも公開している（資料 35【ウェブ】）。この Web ページでは、COVID-19 感染拡大に対する本学の指針、本学での感染状況、在学生、受験生、教職員への通達の内容について掲載している。これにより、本学では COVID-19 の対策状況を適切に公表することで、社会に対する説明責任も果たしているといえる。

### 【有効性や適切性の判断】

以上、本学で公表する情報の妥当性は学校教育法に基づいており、公開する情報の範囲においては問題なく、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

**点検・評価項目⑤** : 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1 : 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

独自評価視点 : 2019 年度までの問題点が改善できている

点検・評価項目①で既述のとおり、本学ではこれまでの自己点検・評価委員会の体制を刷新し、全学的な内部質保証の推進に責任を持つ組織として、2020 年 4 月より「内部質保証委員会」を「大学運営会議」に一本化した。本学では、大学運営会議のもと、基準 1 から基準 10 までの項目に基づいて点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書として公表するとともに、その検証を大学運営会議の責任で行っている。大学運営会議は、各基準の報告書をもとに現状を把握し、全学的な PDCA サイクルが有効であるかどうかを確認している。さらに内部質保証システムに関して「自己点検・評価運営部会」が一度適切性を検証し、報告書としてとりまとめ、大学運営会議はその報告書をもとに内部質保証システムの有効性を検証している。上記のシステム変更に至る過程は、2019 年度の外部評価による指摘に端を発する。外部評価での指摘は、内部質保証委員会と大学運営会議の構成員が同じであるため、内部質保証推進の責任組織の実態が見えにくいというものであった。そこで、2020 年 3 月に規程を改正した上で（資料 2-36【ウェブ】）、2020 年度に運用を開始した。

本学の内部質保証システムは、2018 年度に変更したものを基盤としている。2019 年度の本学の自己点検・評価活動において、内部質保証の方針が旧来のままであり、その改正が必要であった（資料 2-36【ウェブ】）。そこで、内部質保証の方針を 2020 年度に改定したが、それに合わせて、各基準の点検・評価プロセス、及び、各種方針の見直しも行った。点検・評価プロセスに関しては、2020 年 5 月 16 日の大学運営会議で審議し、確定した（資料 2-37）。各種方針に関しては、現在の状況、及び、新たに設置される国際学部の方針に

ついて、2020年6月9日と6月16日の大学運営会議で審議し、確定した上で、6月17日の教授会で報告した（資料2-38）。なお、現在大学のWebページで公開している方針は上記の過程を経たものである（資料2-10【ウェブ】）。

2020年度においては、新たにIR室を設置しているが、この設置も今までの問題点を受けて改善を行った結果である。これまで内部質保証に関わるデータの分析は内部質保証委員会作業部会が対応していた。この作業部会では、授業評価アンケート・在学生満足度アンケート・卒業生アンケートの企画・分析を担っていた。本学においては、この作業部会とは別に、各部署で学生の状況のデータの収集・分析を独自に行っていた。その結果、個人情報保護に関わる権限の問題が生じ、各部署のデータを一元管理することができない状態となっていた。そこで、各部署のデータの保有状況を把握できる存在として、IR室を設置することとなった。これにより、より効果的に本学における内部質保証システムの検証が見込めることとなった。

通常の内質保証システムの検証に加え、本学ではCOVID-19に対する対応も状況に伴い柔軟に対応している。2020年度前期に関しては、全国への緊急事態宣言も出たことから、原則オンライン授業としたが、国や京都府から示されるガイドライン等に基づき、COVID-19の感染拡大防止対策を徹底することを前提に、対面授業への緩和を段階的に実施していくこととした。まず、本学では2020年6月29日より一部授業での対面授業を再開するにあたり、COVID-19に対する行動指針を定めた（資料2-39【ウェブ】）。また、対面授業を再開するにあたり、2020年7月1日には、感染、及び、濃厚接触者と判明した場合の初動対応を決め、教職員、及び、学生に通達し、2020年8月4日に一部改訂した（資料2-40）。また、本学におけるオンライン授業が学生の学修に対する影響を調べるため、前期の授業に対する学生の状況調査を行うことで、オンライン授業における学生の主観的な学習効果も調査している。その結果、オンライン授業においてもある程度の学習効果が得られているが、対面授業の方がより教育効果が高かったことから（資料2-41【ウェブ】）、後期の授業をできる限り、対面で行うこととした。感染対策として、教室における学生間の距離の確保、授業後の消毒の実施、カードリーダーによる入退構時のチェック、入構時の検温等を徹底してきた。本学の学生の感染は皆無ではないが、授業を起因とする感染は幸いにも今のところ報告されていない。今後も、感染状況に鑑みつつ、学生の安全を確保した上で、本学の質を保証していける体制としていきたい。

### 【有効性や適切性の判断】

以上、2018年度に新たな内部質保証システムを策定したが、実際に運用する過程において不十分な点が見られた。しかし、内部質保証システムに組み込まれたPDCAサイクルにより問題点を把握し、改善を行っている。したがって、大学基準協会が定める10の基準を指標として、本学の教育・研究活動を点検・評価し、継続的な改善にむすびつけていく基盤は整備できているといえる。

## （2）長所・特色（意図した成果が見られる（期待できる）事項）

本学は 2018 年度より文学部・社会学部・教育学部の 3 学部体制となり、2021 年度に完成年度を迎える。加えて、2021 年度より、新たに国際学部を設置する。複数学部体制となっているが、本学は中小規模大学であるため、大規模大学とは異なり、学部独立の事務局体制では運営していない。学部独立の事務局がない半面、各部署が学部間で共通しているため、現状の問題点の把握がしやすく、全学的な改善が推進しやすいといえる。実際、点検・評価項目⑤で既述したように、これまでの問題点は確実に改善されてきているといえる。

本学では 2012 年度に策定したグランドデザインが 2021 年度にその期限を迎え、現在、次のグランドデザインを策定中である。現在の内部質保証システムを駆使することで、ここまでの本学の取組の検証、及び、今後の本学の取組の検証に対しても有効であることが期待できる。

### **(3) 問題点 (改善すべき事項)**

本学の内部質保証システムは、自己点検・評価活動、及び、外部評価によって改善をした結果、現段階での問題点はほぼないといえる。

### **(4) 全体のまとめ**

大谷大学の内部質保証システムは全学的な体制をとることができるようになっており、その方針、責任の所在、全学的な体制の整備に関しては概ね妥当なシステムといえる。長所としても、中小規模がゆえに全学的に内部質保証の推進が容易であるため、PDCA サイクルを継続的に回すことで安定的な内部質保証システムを確立することが可能といえる。2019 年度、2020 年度の外部評価を得ることで客観性も担保されており、本学における内部質保証システムは十分に機能している。

本学における内部質保証システムを有効に機能させるためにも、今後も継続的な PDCA サイクルにより改善を進めるとともに、2022 年に大学基準協会による認証評価を受審することで、本学における内部質保証システムの妥当性をさらに検証していく。